平成２４年（フ）第１１５５５号
東京都練馬区豊玉北４丁目31―11―102
債務者　松澤　美幸
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５５６号
東京都板橋区仲町35―４　グリーンパーク中板橋Ｂ棟204
債務者　小山内彰三
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５５８号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町２丁目18―１
債務者　右京　大佑
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５６５号
東京都板橋区板橋４丁目16―５―101
債務者　杉浦　　泉（旧姓岡安）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５６６号
神奈川県横浜市栄区飯島町527　飯島団地１街区３棟403
債務者　畠山　明代
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５７０号
東京都中央区晴海１―８―５―1902、住民票上の住所東京都港区南青山６丁目７―５―411
債務者　野田　謙志
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５７４号
東京都杉並区高円寺南２丁目51―10
債務者　王杉　敏雄
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５７５号
東京都三鷹市新川３丁目17―10―301
債務者　渡邉　正則
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５７６号
東京都葛飾区西亀有２丁目37―３―102
債務者　関口　康子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５７９号
東京都品川区西大井６丁目10―21―105
債務者　草間　　毅
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５８５号
東京都練馬区北町８丁目30―16―403
債務者　福井　久峰
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５８６号
埼玉県川口市領家３丁目11―５　千代田マンション３Ｆ
債務者　小原　純也
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５９０号
東京都荒川区荒川３丁目36―２　１階
債務者　高木　頼男
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５９３号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目16―７―206
債務者　中山靜子こと　金　　靜子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５９７号
埼玉県川口市戸塚５丁目３―30―303
債務者　荒井　京子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部